



森林 第 330 号
令和 4 年 1 月 14 日

林業・木材製造業労働災害防止協会静岡県支部長 様

静岡県森林組合連合会長 様

静岡県木材協同組合連合会長 様

公益社団法人静岡県山林協会長 様

(林業労働力確保支援センター)

静岡県林業技術者協会会長 様

林業振興課長

林業労働災害防止の徹底について

林業労働災害の防止については、安全パトロールの実施や講習会の開催等、日頃から御尽力いただき誠にありがとうございます。

県においても、本年度から、新たに林業経営体の安全管理体制について直接指導する仕組みをつくる等、取組を強化しているところですが、誠に残念なことに、今月だけでも 3 件の報告があるなど、県内で労働災害が連續して発生しています。

労働災害の発生状況はさまざまですが、経験年数の浅い作業員が被災する事案が多いことから、貴会会員に対して、特に下記事項について、より一層の指導をお願いします。

記

- 1 事業者は、作業員に法令や伐木等作業ガイドライン等で定められた事項を遵守させること。
- 2 特に、かかり木処理の作業に当たっては、安全な作業方法の決定、適切な機械器具等を使用させるとともに、かかり木の処理の作業における禁止事項（かかられている木の伐倒、他の立木の投げ倒し〔浴びせ倒し〕、かかっている木の元玉切り等）は絶対に行わせないこと。
- 3 また、転倒事故及び足先の切傷事故が多いことから、履物は滑りにくく、ソーチェーンによる損傷を防ぐ保護部材が入っている安全靴等を着用させること。

担当 林業振興班(秋元)
電話 054-221-3618